

新型コロナウイルス感染症の影響 による収入減少でお困りの方へ

～緊急小口資金等特例貸付の受付期間を8月末まで延長～

緊急小口資金・総合支援資金（初回貸付及び再貸付）の受付期間が8月末に延長されました
※すでに再貸付を終了した世帯を除きます

■申請受付方法

まず電話でご相談ください。書類を送付しますので、申請書類を社協に郵送してください
早めに申請してください。書類の不備で期日を過ぎますと、受付できない場合があります

緊急小口資金	●緊急小口資金	●総合支援資金
対象者	影響を受け、休業等による収入減少で一時的に生計維持の貸付が必要な世帯	影響を受け、収入減少や失業等により困窮し、日常生活の維持が困難な世帯
貸付上限額	原則1回、一世帯10万円以内 ※特例で20万円以内（要件あり）	(2人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 ※原則3月以内
据置期間	貸付日から1年以内	貸付日から1年以内
償還(返済)期間	据置期間終了後2年以内	据置期間終了後10年以内
貸付利子・保証人	無利子、保証人不要	無利子、保証人不要
申込に必要なもの、要件など	<input type="checkbox"/> 身分証明(住民票、健康保険証、運転免許証等) <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 預金通帳 <input type="checkbox"/> 減収したことが確認できる書類(通帳、給与明細等)	同左 注) 自立相談支援事業等による支援を受け付け、継続的な支援を受けることが要件となります。 失業給付、訓練受講給付、生活保護、年金等の給付を受けている方は、原則対象としない。

※感染拡大防止のため、原則電話で相談を受付します。窓口での相談を希望される場合は、事前に電話でご相談ください。

今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができますとしています(資金の種類ごとに課税要件を判定)

本資金は借金の返済目的には利用できません

【受付・相談窓口】別海町社会福祉協議会 貸付担当 Tel.0153-75-2148